

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

■対象となる方

■老齢年金を受給している方

以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- 65歳以上
- 世帯員全員の市町村県民税が非課税
- 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下

■障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- 前年の所得額が462万円以下



■請求手続き

①新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方

お受け取りの対象になる方には、日本年金機構から10月中旬頃から、請求可能な旨のお知らせを送付します。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に記入し提出してください。

令和3年2月1日までに請求手続きが完了しますと、令和2年8月分からさかのぼって受け取ることができます。

②年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きとあわせて年金事務所または市町村で請求手続きをしてください。

■日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めたりすることはありません。

年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。

『ねんきんダイヤル』：☎0570-05-1165（ナビダイヤル）

責任ある猫の飼い方・接し方を お願いします



現在、町や保健所には、ネコによる糞や尿・鳴き声・家への侵入・物品の破損等の被害や、増えすぎてしまったネコの捕獲依頼など、ネコに関する苦情や相談が多数寄せられています。

動物愛護法により、町や保健所などの行政機関であっても健康なネコを捕獲して処分することはできません。

ネコを可愛がっている方は、地域の生活環境の保全と穏やかな住民生活の維持のためにも、責任を持った対応と近隣への配慮をお願いします。



■ネコを飼っている方は

- ・責任を持って飼える頭数で、増えすぎないように管理してください。（ネコは交尾をするとほぼ確実に妊娠する動物です。）
- ・感染症への感染や交通事故に遭うことを防ぐためにも、室内で飼うようにしてください。
- ・どうしても室内で飼うことができない場合は、首輪や迷子札を付けて飼いネコであることがわかるような表示をし、不妊・去勢をして、増えすぎないようにしてください。
- ・近所や地域に迷惑がかかる事の無いよう、飼っているネコの行動を把握し管理してください。
- ・引っ越しや施設への入所、増えすぎて管理ができなくなった等のやむを得ない理由でネコを飼うことができなくなった場合は、有料で保健所へ引き渡すことができます。

■飼い主の分からないねこを見かけたら

- ・安易に「かわいそうだから」と、自己満足で無責任にエサを与える方がいますが、エサを与えることで付近に居つき、増え続けて、地域の迷惑となっています。
- ・エサを与えることは実質的に飼っていることとなりますので、「飼ってはいない」と言ってエサを与えることはやめてください。
- ・飼い主の分からないネコを引き取って飼おうとする時は、最後まで命に責任を持てるかどうか、近隣の迷惑となることを無いかをよく考えて決めてください。
- ・飼い主の分からないネコで、自治会内に誰も飼い主がいなかったことが確認できた場合は、地域住民の合意により、無料で保健所へ引き渡すことができます。
- ・負傷や衰弱して弱っているなど、保護が必要なネコがいた場合は、秋田県動物愛護センター（TEL018-827-5051）で保護することができます。

※保健所への引渡しについては、飼い主や住民の方が自ら行うこととなります。引き取り先は秋田県北秋田保健所となりますが、事前の連絡が必要です。（TEL0186-62-1167）

※動物の遺棄・虐待は犯罪です。見つけた場合は警察に通報してください。

■問合せ先 総務課 生活環境係 ☎76-4601

もしもの時のために 車は満タン、
灯油は多めに 備えましょう!!

満タンで安心 灯油プラス¹で安心

ENEOS 武内商店 株式会社
秋田県山本郡八峰町峰浜高野々字高野々144-6 TEL 76-2019

おらほの館

今月の旬情報
新米・梨

収穫の秋を
おらほの館で
味わって下さい

八峰町峰浜沼田「道の駅」となり
よろしく
☎76-4649